

令和元年 第8回須賀川市農業委員会総会議事録

令和元年第8回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和元年8月 5日(月)
- 2 招集通知日 令和元年8月 5日(月)
- 3 招集日時 令和元年8月19日(月)午後1時30分
- 4 招集場所 須賀川市役所大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員(19名)

農地利用最適化推進委員(23名)

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	車田 文彦	2	栗野 一栄	3	小枝 宏嗣	4	村上 光宏
5	和田 博文	6	遠藤 敏雄	7	古川 雅和	8	善方 春夫
9	矢部 由隆	10	高橋 純一	11	小林 伸二	12	大河原一英
13	吉田誠次郎	14	西間木幸男	15	安藤 武栄	16	上田 和一
17	味戸 一浩	18	二瓶 寿	19	佐藤 健一		

6 出席農業委員 17名

7 欠席農業委員 2名 6番 遠藤 敏雄委員 18番 二瓶 寿委員

担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名
須・浜	秋山 吉治	須・浜	佐藤 信雄	西袋	円谷 正美	西袋	佐藤栄久男
稲田	小椋 利春	稲田	有馬 勝三	小塩江	吉田 安孝	小塩江	橋本 克也
小塩江	安藤 雅裕	仁井田	斎藤 敏夫	仁井田	樽川 栄一	仁井田	影山 孝
大東	國井 美治	大東	関根 要一	大東	熊谷 聡	長沼	小林 秀巨
長沼	横川 良雄	長沼	服部 弥	長沼	松川美智夫	岩瀬	矢吹 正則
岩瀬	矢部 邦博	岩瀬	古川 守	岩瀬	齊藤 正人		

8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 23名

9 欠席農地利用最適化推進委員 4名

佐藤 栄久男委員 吉田 安孝委員
國井 美治委員 服部 弥委員

10 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	小池 文章
	主幹兼局長補佐	戸田 正樹
	主任主査兼農政係長	三島木 修
産業部農政課	主 事	長谷川 匠

11 議 案

議案第 34 号 農用地利用集積計画について

議案第 35 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 36 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

報告第 33 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理
について

報告第 34 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

報告第 35 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見書について

12 その他

13 開 会 (午後 1 時 30 分)

14 あいさつ 農業委員会 会長 和田 博文

15

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定に本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。

議事録署名委員には、議席番号 14 番 西間木 幸男 農業委員と 15 番 安藤 武栄 農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 (午後 2 時 4 0 分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実
に相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和元年 8 月 2 4 日

須賀川市農業委員会

会 長（議 長）

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

令和元年 第 8 回総会

令和元年 8 月 1 9 日 (月)

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第 34 号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 戸田主幹 概略説明。農政課 長谷川主事 説明。

議 長 只今の説明について質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 34 号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 34 号「農用地利用集積計画について」は計画どおり決定することといたします。

次に、議案第 35 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。

議 長 事務局の説明を求めます。

事 務 局 三島木係長 説明。

議 長 続いて、調査員の説明を求めます。説明は、担当した推進委員からお願いいたします。

樽川推進員 受理番号第 51 号について説明いたします。

譲渡人の瀧口氏と譲受人の瀧口氏は親子関係です。今回の申請は譲渡人の農業者年金受給のためのものです。許可上、何ら問題はないものと思われま。委員皆様のご審議をお願いします。

議 長 次に、受理番号第 52 号については斎藤推進委員、お願いします。

斎藤推進委員 受理番号第 52 号について説明いたします。

譲渡人の橋本氏と譲受人の根本氏は叔母と甥の関係になっています。申請地は譲受人の根本氏が長い間作付していましたが、今回、譲渡人から贈与するというこ。で話がまとまったものです。

許可上、特に問題はないと思われます。委員皆様のご審議をお願いします。

議長 次に、受理番号 53 号については松川推進委員、お願いします。

松川推進委員 受理番号第 53 号について説明いたします。

譲受人の高橋氏の父が存命中は、申請地に野菜等を作付していましたが、ここ数年は作付していない状況でした。譲受人の柳沼氏は申請地の隣に畑を所有しており、譲渡人の高橋氏から譲受人の柳沼氏へ相談したところ話がまとまり、今回の申請となりました。価格についてもお互いの話し合いで決定したもので妥当と思われます。許可上、特に問題はないと思われます。委員皆様のご審議をお願いします。

議長 次に、受理番号 54 号については古川推進委員、お願いします。

古川推進委員 受理番号第 54 号について説明いたします。

譲渡人の相楽氏と譲受人の父が亡くなったことにより、子が譲受人として差し替えとなる案件です。譲渡人の相楽氏と亡くなった譲受人の相楽氏は叔父と甥の関係になります。譲受人の相楽氏が、申請地を 20 年前から耕作しておりましたが、今回の贈与は前々から決まっていたそうです。譲受人の相楽氏から農業経営意向の確認も取れているので特に問題はないと思われます。委員皆様のご審議をお願いします。

議長 次に、受理番号 55 号については小枝農業委員、お願いします。

小枝農業委員 受理番号第 55 号について説明いたします。

譲渡人の佐藤氏と譲受人の佐藤氏は同じ地区に住んでいましたが、譲渡人の佐藤氏が高齢で後継者もなく、離農することから譲渡人の佐藤氏が譲受人の佐藤氏に農地の売買の話をしたところ、まとまったものです。許可上、特に問題はないと思われます。委員皆様のご審議をお願いします。

議長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑は、なし)

議長 それではお諮りいたします。

議案第 35 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 35 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

議長 次に、議案第 36 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 戸田主幹 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。

説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

橋本推進委員 受理番号第 21 号について説明いたします。

(株)biotop 代表取締役の木村氏は、道路の南側に太陽光発電の工事を行っています。道路の端で資材の荷降ろした際、道路が通学路になっており危険だと思い、譲渡人の西間木さんに相談したところ、道路の北側に内水被害があるため休耕地になっている土地があるとのことで、今回、売買の話がまとまったものです。

許可上、特に問題はないと思われます。委員皆様のご審議をお願いいたします。

議長 次に、受理番号 22 号については関根推進委員、お願いいたします。

関根推進委員 受理番号第 22 号について説明いたします。

本件は平成 28 年 7 月 29 日受付、8 月農地部会で審議し、県へ進達した案件です。県の森林開発の関係から平成 28 年 9 月 20 日に取下げをしたところですが、今回、改めて申請となったこの事業は、約 45ha の大規模な太陽光発電施設ですが、ほとんどが山林であり転用目的は緑地帯用地です。許可上、特に問題はないと思われます。委員皆様のご審議をお願いいたします。

議長 次に、受理番号 23 号については安藤推進委員、お願いいたします。

安藤推進委員 受理番号 23 号について説明いたします。

譲渡人の相楽氏と譲受人の相楽氏は祖父と孫の関係にあります。

譲渡人の相楽氏の隣に譲受人の相楽氏が自宅を新築するための申請です。排水は合併処理を行うとともに、土砂の流失防止も行い農地に与える影響はないと思われます。許可上、特に問題はないと思われます。委員皆様のご審議をお願いします。

議 長 只今の説明について、ご意見、質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 36 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 36 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

議 長 次に、報告事項に入ります。

○報告第 33 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」 4 件です。

○報告第 34 号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」 3 件です。

○報告第 35 号「農業経営改善計画認定申請に係る意見書について」 12 件です。

議 長 その他ですが、事務局からお願いします。

事務局 ○農地等の利用の最適化に関する意見書（案）に対する意見・修正追記等の取りまとめ提出について

○県下農業委員大会と県外研修の実施計画について

○農地パトロール・農地利用状況調査について

○令和元年第 9 回須賀川市農業委員会総会の開催について

<農政課から>

○須賀川市農業振興地域整備計画の見直し（改定）について

議 長 その他、皆さんから何かございませんか。

円谷委員 ○本市の水稻の推進品種について

○塩化カリウムの散布賃の交付について

議 長 その他、無ければ、これにて令和元年第8回須賀川市農業委員会
総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。